

就学援助（新入学用品準備金）の入学前支給について

津市教育委員会では、令和 8 年 4 月に小学校、義務教育学校に入学するお子様の保護者で経済的に困っている人に対して、入学前に就学援助の新入学用品準備金を支給します。

○新入学用品準備金を受けることができる人

津市内に在住で、お子様が令和 8 年 4 月に津市内の市立・国立の小学校、義務教育学校に入学予定の保護者で、次のいずれかに該当する人

- (1) 令和 7 年度において、次のいずれかに該当する人
 - ア 生活保護法に基づく保護を停止又は廃止された人
 - イ 市民税が非課税の人
 - ウ 児童扶養手当の支給を受けている人（児童手当は対象になりません）
- (2) その他、お子様の就学にあたり、経済的な理由で困っている人
 - (1)の各号に該当しない人は、世帯の合計所得金額が認定基準内であるか審査します。

（対象となる世帯所得の目安）

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人
世帯の 合計所得金額	約200万円	約260万円	約310万円	約330万円

（注）生計同一世帯の人数、年齢、居住形態等により認定基準額が異なりますので、あくまでも目安としてください。

○申請方法

就学時健康診断の御案内に併せて送付しました「就学援助費・新入学用品準備金給付申請書（兼委任状・口座振込依頼書）」に必要事項を記入し、提出期限までに提出先に提出してください。

- ※ 令和 7 年 1 月 2 日以降に津市に転入した人は転入前の住民登録地（令和 7 年 1 月 1 日現在の住所地）で発行される「令和 7 年度（令和 6 年分所得）所得・課税証明書」を添付してください（コピー可）。
- ※ 生活保護受給中の人は、生活保護費により支給されますので、就学援助の申請手続きは必要ありません。

○提出先

津市教育委員会事務局 学校教育課学務担当又は各教育事務所（郵送可）

○提出期限

令和7年12月23日（火）

※ 審査結果は、3月上旬頃に郵送にて通知します。

※ 提出期限を過ぎた場合でも、令和8年4月10日（金）までに令和8年度の就学援助費を申請し、4月からの認定となれば、新入学用品費として入学後に同額を支給します（「その他の就学援助費について」(5)参照）。

なお、就学援助の申請は令和8年4月10日（金）を過ぎても受け付けています。御家庭の経済状況等の変化により就学援助費の給付を希望される場合は、いつでも申請できます。

○支給額・支給日等

支給額	57,060円
支給日	令和8年3月9日（月）
支給方法	申請者（保護者）の口座に振込

※ 支給額、支給日については、令和7年10月時点での予定ですので、変更となる場合があります。

○その他の就学援助費について

今回の申請は令和8年度就学援助費給付申請書を兼ねています。「就学援助費・新入学用品準備金給付申請書（兼委任状・口座振込依頼書）」を提出された場合には、今後、入学説明会時や兄弟がいる場合に御案内する令和8年度の就学援助費の申請書を再度提出していただく必要はありません。

入学前支給を受けた人は継続して令和8年度の就学援助が受けられます。その他の援助される費用は次のとおりです。

- (1) 学用品・通学用品費（津市教育委員会が定める額の範囲内）
- (2) 学校給食費（実費）
- (3) 校外活動費（学校行事として実施される校外活動に参加するための経費で津市教育委員会が定める額の範囲内）
- (4) 医療費（学校から治療の指示があった学校病【学校保健安全法施行令第8条に定める疾病：虫歯、結膜炎、中耳炎など】の治療費）

- (5) 新入学用品費等（小学校、中学校新入学時のみ支給。新入学用品準備金の支給を受けた人は対象となりません。）
- (6) 修学旅行費（学校行事として実施される修学旅行の実費）
- (7) オンライン学習通信費（家庭でのオンライン学習に係る通信費で津市教育委員会が定める額の範囲内）

※生活保護受給世帯については、(4)医療費と(6)修学旅行費のみの支給となります。

その他の就学援助費の支給時期は下表のとおりです。

1 学期 (4月から7月分)	2 学期 (9月から12月分)	3 学期 (1月から3月分)
8 月上旬	1 月中旬	3 月中旬

就学援助費は保護者口座へ振り込みますが、対象となる費用に係る学校での集金については、一旦学校に納めていただくことになります。また、修学旅行費は、実施時期によっては学期末より早く支給される場合もあります。

なお、学校給食費については、津市教育委員会から在籍される学校の口座に直接振り込みます。

○注意事項

- ・ 3月末までに市外へ転出される人や4月に津市内の市立・国立小学校に就学しない人は支給の対象となりませんので、申請を行わないでください。
- ・ 新入学用品準備金の支給決定後に市外へ転出されましても、返金は求めませんが、転出先の自治体に本市で入学前支給を行った旨の通知をします。
- ・ 就学援助は年度ごとの申請になりますので、兄弟がいる場合で、今年度、既に認定を受けている人も、来年度分の申請が必要です。
- ・ 就学援助の認定に係る審査は、世帯全員の所得を合算して行います。そのため、所得が分からない場合は審査ができませんので、税の申告が済んでいない人は、所得の有無に関係なく必ず令和7年度（令和6年中の所得）の申告を済ませてください（勤務先で年末調整が済んでいる人は除く。）。

問い合わせ先

〒514-0035

津市西丸之内37番8号 津市教育委員会庁舎2階

津市教育委員会事務局 学校教育部

学校教育課 学務担当

電話番号 059-229-3245